

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)



福島県報

規則

福島県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年九月二十八日

福島県規則第七十三号

福島県行政組織規則の一部を改正する規則

福島県行政組織規則(平成十五年福島県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

福島県知事 佐藤雄平

第十条の表財務領域の項中 「(公有財産グループ)」を「(公有財産の総合調整に関する事項)」に改め、同項第十九号を同項第二十号とし、

同項中 「(税務システムグループ)」を「(税務システムグループ)」に改め、同項第十八号を第十八号とし、

システムの管理及び運用に関する事項。」に改め、同項中第十七号を第十八号とし、

十六号を第十七号とし、第十五号を第十六号とし、同項中

財政に関する事項。」に改め、同

項中 「(課税徴収グループ)」を「(課税徴収グループ)」に改め、同

項第十一号を同項第十二号とし、同項第十号の次に次の一号を加える。

十一 福島県財務規則(昭和三十九年福島県規則第十七号)第二条第十六号に規定する特定入札事務(福島県財務規則第四条第二項ただし書に規定する県北地方特定入札事務及びその他地方特定入札事務に係るものを除く。)のうち、一般競争入札に参加する者に必要な資格の設定に関する事項。

第十七条の表中 「(工事検査グループ)」を

「(工事検査グループ)」に改め、同項中第二

十三 農林水産部及び土木部所管工事の検査に関する事項。」に改め、同項中第二

十一号を第二十二号とし、第二十号を第二十一号とし、同項中 「(経理指導グループ)」

員手当等、共済費、恩給及び退職年金、賃金、報償費(物品購入に係るものを除く。)

並びに旅費に係る支出負担行為の確認に関する事項。」を「(経理指導グループ)」

当等、共済費、恩給及び退職年金、賃金、報償費(物品購入に係るものを除く。)並び

に旅費に係る支出負担行為の確認に関する事項。」に改め、同項中第十八号を第十九号

とし、第十七号を第十八号とし、同項中 「(審査指導グループ)」を

「(審査指導グループ)」に改め、同項中第十五号を第十六号とし、第

十号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、同項中 「(公金管理グループ)」

第九号とし、同項第七号の次に次の一号を加える。」に改め、同項第八号を同項

八 福島県財務規則第二条第十六号に規定する特定入札事務(他グループ及び出先機

関の所掌に属するものを除く。)及び当該事務に係る入札に関する事務に関するこ

と。

別表第一の一の表福島県北地方振興局の項から福島県いわき地方振興局の項までの

分掌事務の欄第九号中「第四十九号から第五十二号」を「第五十号から第五十四号」に

改め、同欄第十三号中「(福島県北地方振興局を除く。)」を削り、同欄第五十三号

中「(昭和三十九年福島県規則第十七号)」を削り、同欄第五十五号を第五十六号と

し、第五十四号を第五十五号とし、第五十三号の次に次の一号を加える。

五十四 福島県財務規則第二条第十八号に規定するその他地方特定入札事務に係る入

札に関する事務及び同規則第四条第二項ただし書に規定するその他地方特定入札事

務に関する事項。」

別表第一の七の表福島県北建設事務所の項から福島県いわき建設事務所の項までの
分掌事務の欄建設事務所の項第十九号を次のように改める。

十九 独立行政法人住宅金融支援機構からの受託業務に関すること。

附 則

この規則は、平成十九年十月一日から施行する。ただし、別表第一の七の表の改正規
定は、公布の日から施行する。

(人事領域行政経営グループ)